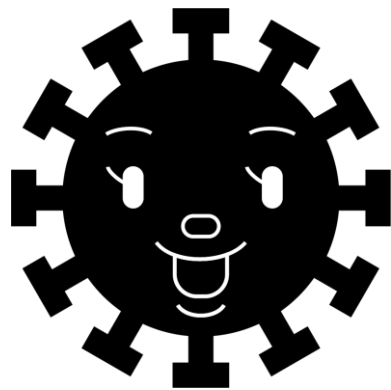


# 新型コロナウイルス感染対応マニュアル



2022年7月

熊野市社会福祉協議会

# はじめに

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の基本的な知識や、職員行動、サービス利用者等への対応について、押さえるべきポイントを示したものです。

感染対策を効果的に実施するためには、職員一人一人が自ら考え、実践することが重要となります。新しい生活様式にあったワークスタイル、予防に努めましょう。

## 目次

症状と感染経路	P 1
コロナ禍におけるワークスタイル	P 2
訪問時の対応	P 3
事業所の対応（訪問、通所・相談援助編）	P 4～P 7
職員・利用者の感染発生時の対応	P 8

# 新型コロナウイルス感染症 の症状と感染経路

新型コロナウイルスは、潜伏期間も長く、症状が軽度な場合が80%を超えている。一般的な風邪の症状と類似しているが、高齢者や基礎疾患がある場合は重篤化しやすいため、注意が必要である。感染経路は飛沫感染、接触感染と通常のウイルス同様と考えられている。

## ◆新型コロナウイルス感染症の症状

ウイルス性の風邪の一種であり、発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさを訴えることが多い。※重篤化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので、注意が必要。特に、高齢者や基礎疾患のある方は重篤化しやすい可能性がある。

## ◆潜伏期間

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれる。

## ◆感染経路

**飛沫感染**           （くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

**接触感染**           感染者がくしゃみ咳を手で押さえた後、その手で周りのものに触れるとウイルスが付着。他の人がそれに触れ、その触れた手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

※国の指針などにより、情報は更新されるので、最新の情報収集に努めましょう。

# コロナ禍におけるワークスタイル

新型コロナウイルスとは長期間、共存していく必要があります。基本的な感染予防はもちろんのこと、通常の業務においても、次のことを徹底すること。

- ①検温……………毎朝検温を行い、37.5℃を超えている場合、上司へ報告。（37.5℃以上の熱がある場合は積極的休暇取得を）
- ②マスク着用……夏季シーズンなどは熱中症に十分注意する。
- ③手指消毒……外出後は、手洗い又は手指消毒を行う。
- ④会議研修 ……十分な感染対策を講じ開催、参加する。テレビ会議など積極的活用を。
- ⑤施設消毒……多数の人が触れる箇所の消毒を行う。（1日1回以上）
- ⑥ゴミ回収……ごみ回収時は極力手袋を着用し、素手対応した場合はすぐに手洗い、消毒を実施する。  
またビニール袋に集め入れて回収する際は、必ず口を縛り破棄し再利用はしない。  
※使い捨ての容器等（弁当パック、割りばし、コップ、おしぼり等）の回収は特に注意する
- ⑦休憩室……………できる限り対面での飲食を避ける。
- ⑧予防備品……マスク、消毒液など、当面1ヶ月分は在庫確保をする。（各部署管理）

# 訪問時の対応

関係者、利用者宅への訪問時には

持ち込まない・運び出さないが大切

## 1. ウイルスを持ち込まない（訪問宅到着）

- 自身の調子が悪い、熱がある場合などの訪問は控える。
- 居室にウイルスを持ち込まないために、インターホンや玄関に触れる前に手指消毒する。
- 自分の目、鼻、口を触らず、マスクを外さない。

## 2. ウイルスを広げない（訪問中）

- 相手にマスクをつけてもらう。
- 室内の換気をする。
- 短時間での訪問を心がける。

## 3. ウイルスを運びださない（訪問宅発）

- 訪問宅を出たら、車に乗る前に手指消毒する。
- 事務所に入る前には、手指消毒する。

# 事業所対応（訪問編）

## 感染予防のための工夫と取組

### 1. サービス提供前の職員の健康チェック

訪問前には自宅や事務所にて、検温と健康状態の確認を確実に実施し、発熱（37.5℃以上）または、全身倦怠感等がある場合は訪問を中止し、代わりの職員で対応する。

### 2. 訪問時

#### □ 利用者の検温実施と体調確認

⇒発熱（37.5℃以上）または、全身倦怠感等の症状等があるにも関わらずサービス提供の継続が必要な場合には、一旦サ責に報告、サ責からケアマネに報告。保健所と相談した上で関係機関等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、下記のとおり感染防止策を徹底してサービスを継続させる。

- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫する
- ・可能な範囲で利用者との距離を保つ
- ・換気を徹底する
- ・ケアを要する場合には、職員は手袋とマスク、フェイスガード等、使い捨てのものを着用する
- ・サービス提供開始時と終了時に手指消毒を実施する

#### □ コロナ感染と疑われる症状がある時

- ・保健所に連絡⇒濃厚接触者で受診の為の交通手段が無い時は、保健所で移送可能。
- ・濃厚接触者でない時は、かかりつけ医に相談を勧める。
- ・PCR 検査の結果が陰性の時は、保健所の指定に沿って自宅での健康観察となる。
- ・訪問は、ケアマネと相談し、可能ならサービスを短縮する。（お弁当を届ける・服薬介助等）
- ・掃除等の支援はキャンセルして頂く。

#### □ ウイルスを広げない

- ・利用者（家族）にマスクを着けてもらう

### 3. 訪問時常備品

- エプロン・予防着・タオル・手袋・マスク・フェイスガード・消毒液・靴下・ビニール袋

### 4. 利用者の家族や親族等が、生活圏外への往来があった時

- マスク着用が難しい利用者に身体介護等で接近する場合には普段の予防に加え、フェイスガードを使用する。
- エプロンは、訪問終了後、ビニール袋に入れて持ち帰る。

# 事業所対応（通所編）

## 1. 利用ができない場合（利用者編）

□利用前に検温をし、発熱（37.5℃以上）に加え、倦怠感等の症状がある場合は、ケアマネ、家族等に連絡し利用の中止措置。

□利用中に発熱（37.5℃以上）やその他に倦怠感等の症状が出た場合は、すぐに他の利用者との距離を取り、ケアマネ及び家族等に連絡する。その際の送迎に関しては普段の予防に加え、フェイスガードを使用し、使用した箇所の消毒を行う。

□保健所より新型コロナウイルス濃厚接触者と認定された場合は、ケアマネ、家族等に連絡し、その新型コロナウイルス濃厚接触者の PCR 検査の結果が出るまでは、利用の中止措置。

## 2. 利用ができない場合（施設編）

□保健所より利用者及び職員が新型コロナウイルス濃厚接触者と認定された場合は、その利用者は利用中止。また、職員についても出勤停止とする。

□保健所より利用者及び職員が新型コロナウイルス陽性者と認定された場合、利用状況または出勤状況を調査し、感染が広がっていると予想される場合は、デイサービスの閉鎖を検討する。

# 感染拡大予防の取り組み（通所系利用者編）

【通所型サービス等編】（デイサービス、サロン、おうた、みいつカフェ、ふれあいレク、ふらった〜など）

## 1. 常時の対応

- 手指消毒液の設置（※異食の危険性がある場合は、消毒液を遠ざける）
- 座席のソーシャルディスタンスを心掛ける（椅子・送迎時座席など）

## 2. 送迎対応時

- 乗車前の検温実施と体調確認、手指消毒
  - ⇒発熱（37.5℃以上）等により利用を断った利用者への対応  
（必要に応じ、家族、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等へ連絡するなど、専門機関への相談、通院等必要な対応がとられるように努める）
- 座席誘導（できるだけ間隔に配慮する）
- 可能な範囲で換気（風が直接人に当たらないよう配慮）

## 3. 会場到着時

- 手指消毒
- 座席誘導（間隔等に配慮 ※スペースが取れない場合は、防護シートや対面を避けるための工夫をする。）
- 送迎中に得た情報を、必要に応じて他のスタッフに報告し共有
- 参加者名簿の作成

## 4. 体操やレクリエーション実施時

- 嚙下体操や歌体操など大勢で一緒に大きな声を発生するレク体操を控える
- 共用物を使うレクや体操を極力避け、必要に応じて物品の消毒と手指消毒の実施

## 5. 食事・おやつ・飲み物提供時

- 下膳後の際、素手対応した場合はすぐに手洗い、消毒の実施
- 食事、おやつの提供前のテーブルを消毒
- 食事の手洗い又は消毒

## 6. 入浴サービス提供時

- 密を避けるため、入浴順序等工夫し、施設に応じた人数制限を設ける
- 常時、換気を行う



## 【相談援助編】（資金貸付事業、法律相談など）

### 1. 常時の対応

- 会場入り口付近に手指消毒液の設置
- 座席はソーシャルディスタンスを保つ
- 飛沫感染防止用透明シートを設置

### 2. 会場入室時

- 相談者の検温実施と手指消毒

⇒発熱（37.5℃以上）等により相談を断った利用者への対応

（専門機関への相談、通院等必要な対応がとられるように努めるとともに、別の日程を再調整する）

### 3. 相談応対時

- 座席誘導（間隔等に配慮、飛沫感染防止用透明シートを介して対面着座する）
- 換気の徹底
- 筆記用具等は極力共用を避ける

### 4. 相談応対終了後

- 職員は手洗い、手指消毒を実施
- 1件終了の都度テーブルや使用した椅子のひじ掛け、筆記用具、ドアノブ等を消毒清拭する

## 【その他編】（各種会議、研修会、イベントなど）

- 講師選定は、派遣依頼の場合、感染拡大地域等を考慮するとともに、派遣を要しないオンラインでの講演会も視野に入れて検討
- 打ち合わせ等は、誤解や失礼がない限り、電話やメールで行う
- 対面で行う際には換気とマスク着用を徹底
- 3密（密集、密接、密閉）が回避できる会場を設営（収容率、座席配置、換気に配慮）
- 当日の出席者や参加者名簿の整理
- 会場入り口付近に手指消毒液の設置
- 来場者の検温実施（非接触タイプ）と手指消毒
- 風邪のような症状のある方には参加しないよう事前の依頼
- 事業実施の可否について
  - 受託事業：委託元の方針に従う
  - その他地域福祉事業：状況によりその都度判断する
  - 外郭団体（熊野市老連、熊野市身障連）：代表者の意向に従う、必要に応じて地区クラブや会員等への方針打ち出しや情報提供を行う

# 感染時の対応（職員、利用者）

基本的に保健所等の指示どおり対応。発生時の基本的対応として、次のことを行う。

## 1. 発生状況の把握

□発生状況の詳細が分かるように、2日、3日前の体調の記録（検温など）を正確に関係機関へ情報を伝達。（例 検温記録表、利用者の様子）

## 2. 感染拡大の防止

□すみやかに濃厚接触者の把握、感染者が使用した施設、備品などの消毒を行う。濃厚接触者と確認された職員、利用者は出勤及びサービスの提供中止。

## 3. 行政への報告

□職員の感染については係長が課長、所轄庁（熊野市福祉事務所）及び施設担当課へ報告。サービス利用者については紀南介護保険広域連合（89-6001）及び三重県長寿介護課（059-224-2235）へ報告する。

施設名	熊野市担当課
熊野市保健福祉センター	健康長寿課 (89-3113)
飛鳥・五郷デイサービスセンター	
熊野市高齢者生活福祉センター	
神川育生デイサービスセンター	
あゆみ事業所	福祉事務所 (89-4111)
Colors	